

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第3条の規定による武蔵野市第五期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という。）の策定を行うため、同条例第4条第2項の規定に基づき武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号。以下「規則」という。）に基づき、策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 武蔵野市第五期長期計画の評価に関すること。
- (2) 調整計画案（規則第6条第6項に規定する計画案をいう。以下同じ。）の素案に係る討議要綱及び当該素案の策定に関すること。
- (3) 調整計画案の作成及び答申に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調整計画の策定について市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号で定める人数で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 6人以内
- (2) 武蔵野市第五期長期計画・調整計画市民会議設置要綱（平成26年5月1日施行）第3条に規定する市民委員のうち、市長が指名する者 2人以内
- (3) 副市長の職にある者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、調整計画の策定作業が終了する日までとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。